

大子町道路舗装維持管理計画



令和8年3月

大子町

1 道路舗装維持管理計画策定の目的

大子町では、町道1級が57.031キロメートル、町道2級が65.009キロメートル、町道その他が487.406キロメートルであり合計609.446キロメートルの町道を管理しています。

定期点検、日常点検等により適切な維持管理に努めていますが、大型車の交通が多い道路においては、経年劣化による道路舗装の破損が進み、補修頻度が年々多くなっています。また、道路舗装については、道路利用者又は沿道の町民から、利便性、快適性、安全性などが求められています。

しかしながら、昨今の厳しい経済情勢下において、十分な道路舗装の維持管理費を確保できず、適切な維持管理が困難な状況にあります。

財政上の制約がある中で、道路の安全性及び快適性を確保するため、維持修繕に必要な予算の確保に努めるとともに、舗装の長寿命化などライフサイクルコストの縮減を図り、今まで以上に、より効率的かつ効果的な維持管理への転換を図らなければなりません。

このため、町民の安全及び安心を確保するために、舗装の状況を点検し、対策が必要となる時期又は範囲を適切に把握して、計画的な維持管理の実施を目的として、道路舗装維持管理計画を策定します。

2 路線の現状

(1) 管理延長及び舗装延長

管理延長は、次表のとおり町道1級が57.031キロメートル、町道2級が65.009キロメートル、その他の町道が487.406キロメートルの合計609.446キロメートルとなっています。また、舗装が済んでいる割合は、全体で66.3パーセントとなっています。

表 1 管理延長及び舗装延長（令和 7 年 4 月 1 日現在）

路線種別	管理延長	舗装延長	舗装率
町道 1 級	57.031 km	51.279km	89.9%
町道 2 級	65.009 km	54.684km	84.1%
町道その他	487.406 km	298.375km	61.2%
合計	609.446 km	404.337km	66.3%

(2) 対象道路

本計画の対象道路は、次表のとおり町道 1 級、町道 2 級及びその他町道を対象としています。

なお、生活道路は、職員による日常点検を実施し、機能回復が図れる小規模な修繕を行います。

表 2 計画対象道路一覧

番号	路線名	路線種別	路線延長 (m)	点検年度
1	101 号線	町道 1 級	704.20	平成 25 年度
2	102 号線	町道 1 級	2,946.00	平成 25 年度
3	105 号線	町道 1 級	7,494.80	平成 25 年度
4	106 号線	町道 1 級	1,380.00	平成 25 年度
5	107 号線	町道 1 級	5,633.00	平成 25 年度
6	108 号線	町道 1 級	4,107.70	平成 25 年度
7	109 号線	町道 1 級	2,425.80	平成 25 年度
8	110 号線	町道 1 級	2,530.70	平成 25 年度
9	111 号線	町道 1 級	1,168.70	平成 25 年度
10	112 号線	町道 1 級	3,914.70	平成 25 年度
11	113 号線	町道 1 級	5,955.50	平成 25 年度
12	114 号線	町道 1 級	2,631.20	平成 25 年度
13	115 号線	町道 1 級	6,945.20	平成 25 年度
14	116 号線	町道 1 級	1,678.30	平成 25 年度
15	117 号線	町道 1 級	1,991.30	平成 25 年度

16	202 号線	町道 2 級	4,141.70	平成 25 年度
17	203 号線	町道 2 級	4,091.50	平成 25 年度
18	204 号線	町道 2 級	3,859.60	平成 25 年度
19	206 号線	町道 2 級	3,952.00	平成 25 年度
20	209 号線	町道 2 級	1,942.80	平成 25 年度
21	210 号線	町道 2 級	1,460.00	平成 25 年度
22	213 号線	町道 2 級	9,085.30	平成 25 年度
23	217 号線	町道 2 級	4,600.90	平成 25 年度
24	221 号線	町道 2 級	2,515.00	平成 25 年度
25	222 号線	町道 2 級	1,009.40	平成 25 年度
26	2071 号線	町道その他	743.90	平成 25 年度
27	2150 号線	町道その他	351.90	平成 25 年度
28	2184 号線	町道その他	1,215.50	平成 25 年度
29	2459 号線	町道その他	898.80	平成 25 年度
30	2513 号線	町道その他	8,297.20	平成 25 年度
31	3348 号線	町道その他	844.30	平成 25 年度
32	3411 号線	町道その他	1,125.00	平成 25 年度
33	4166 号線	町道その他	1,702.30	平成 25 年度
34	4258 号線	町道その他	970.10	平成 25 年度
35	4261 号線	町道その他	2,632.30	平成 25 年度
合 計			106,946.60	

(3) 舗装の状況

平成25年度に計画対象道路について、路面性状調査を実施しています。

路面性状調査では、路面のひび割れ、わだち掘れ、縦断凹凸を調査し、この3項目から算出されるMC I（舗装維持管理指数）で路面の損傷状況を評価します。

調査結果は、次表のとおり健全とされるMC I 5.1以上の区間が1路線、早急な補修が必要とされるMC I 3.0以下が5路線でした。

表3 舗装の損傷状況

路線種別	路線数	MC I			
		3.0 以下	3.1 以上 4.0 以下	4.1 以上 5.0 以下	5.1 以上
町道1級	15 路線	1 路線	8 路線	6 路線	0 路線
町道2級	10 路線	1 路線	3 路線	6 路線	0 路線
町道その他	10 路線	3 路線	2 路線	4 路線	1 路線
合計	35 路線	5 路線	13 路線	16 路線	1 路線

※路面性状調査・・・舗装のひび割れ、わだち掘れ、平坦性等を調査し、そのデータを基に道路の状態を把握する調査です。

※MC I・・・Maintenance Control Indexの略称。舗装の供用性をひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性という路面性状値によって定量的に評価したものです。

【参考】MC Iによる評価

MC I	維持修繕判断基準
3.0 以下	早急に修繕が必要
3.1 以上 4.0 以下	修繕が必要
4.1 以上 5.0 以下	修繕の必要はないが要経過観察
5.1 以上	望ましい管理水準

出典：第34回建設省技術研究会報告（昭和55年度）

3 舗装の維持管理の基本的な考え方

(1) 舗装維持管理の基本方針

舗装修繕計画の策定にあたっては、路面性状調査による点検診断と路線の重要性により、計画的かつ効率的な維持管理とコストの平準化を目指します。

(2) 管理道路の分類

管理道路の分類は、次表のとおり舗装点検要領（平成28年10月国土交通省道路局）の分類イメージにより、町道を分類CとDに区分しました。

表4 道路の分類

分類	対象道路	選定理由
分類C	101号線, 102号線, 105号線, 106号線 107号線, 108号線, 109号線, 110号線 111号線, 112号線, 113号線, 114号線 115号線, 116号線, 117号線, 202号線 203号線, 204号線, 206号線, 209号線 210号線, 213号線, 217号線, 221号線 222号線, 2071号線, 2150号線, 2184号線 2459号線, 2513号線, 3348号線, 3411号線 4166号線, 4258号線, 4261号線	過年度において路面性状調査の実施路線であり、定期的に損傷状況を把握する必要がある路線。
分類D	分類Cの道路以外の町道	

(3) 管理基準

管理基準は、次表のとおり道路の分類ごとに設定し、路面性状調査の結果からMC Iを用いて、道路舗装の健全性の診断区分（以下「健全性」という。）に応じて管理します。

表5 管理基準

道路分類	管理基準	
	健全性Ⅱ	健全性Ⅲ
分類C	MC I 3.1以上 5.0以下	MC I 3.0以下
分類D	日常点検等により損傷を確認したときに修繕の要否を判断	

(4) 点検方法及び点検頻度

道路舗装の定期点検は、次表のとおりとします。

表6 点検方法

道路分類	点検方法	点検頻度
分類C	目視または機器を用いた手法	5年に1回の頻度
分類D	日常点検による路面状況の把握	

※事故及び異常が認められた際は、点検頻度にかかわらず点検を行う。

4 舗装・修繕の基本的な考え方

調査結果による評価及び優先順位により、次表のとおり計画的に舗装補修・修繕を実施します。

舗装点検要領（平成28年10月国土交通省道路局）に準拠した路面性状の健全性区分毎に次表のとおり示す工法を基に修繕方法を検討し、適切な修繕を行います。

表7 アスファルト舗装の健全性区分と工法

区分	工法
Ⅱ	パッチング、シーリング材注入工法、オーバーレイ工法
Ⅲ	切削オーバーレイ工法、表層打ち換え工法、 路盤を含めた舗装打ち換え工法、路盤の強化（セメント安定処理等）

管理道路のグループ分けを行い、利用状況又は交通量などにより優先順位をつけて詳細調査を実施し、調査結果に基づき修繕設計を行います。

また、路面性状調査を実施していない路線又は修繕予定路線となっていない路線においても、日常点検により安全安心な通行への障害が懸念されると判断された道路に関しては、適時補修履歴又は路面の損傷状況を確認し、修繕設計を行ったうえで計画的な修繕を実施します。

5 計画期間

本計画の計画期間は、5年間とします。

6 舗装維持管理の優先順位

(1) 設定方針

損傷区間の舗装補修工事を効率的かつ効果的に行うため、健全性の評価が高く、重要性の評価が高い路線又は区間を最優先で補修することを設定方針とします。

健全性及び路線又は区間の重要性による評価を定量的に行うために、各区分に評価点を設定し、加点方式で優先順位を設定します。

最優先するのは、健全性及び重要性の評価点が高い路線とします。基本的に健全性の評価点数が高い路線の優先順位を高く設定しますが、健全性の評価点が低い路線であっても重要性が極端に高い路線は優先順位を高く設定します。そのため、健全性は最大30点、重要性は最大15点とします。

健全性は診断区分を指標とし、重要性は路線特性又は沿道施設等を指標とします。

(2) 健全性の評価

健全性の評価点は、次表のとおり損傷区分により三段階とします。

表 8 健全性評価点の点数

区分		評価点
I	健全	0
II	表層機能保持段階	20
III	修繕段階	30
最大		30

(3) 重要性の評価

舗装の劣化は、道路利用者（通行車両又は歩行者）のみならず、沿道施設又は沿道住民に対しても影響を及ぼし、町民の日常生活に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

舗装劣化の影響を受ける事象をアウトカムと捉え、その事象について評価できる指標を設定します。

舗装劣化のアウトカムから、路線又は区間の重要度を判定する評価指標は、次表のとおり安全、快適、環境及び住民サービスの4つの視点から設定しました。

表 9 アウトカムによる評価指標の分類

視点	アウトカム	評価指標
安全	通行車両又は歩行者の安全性の確保 ・自動車又は歩行者の通行量が多く、大きな被害が想定される路線 ・緊急時輸送道路としての機能維持	1級又は2級町道 工業地域 緊急輸送道路
快適	円滑な自動車交通又は乗り心地の維持 ・交通量の多い路線の円滑な自動車交通を確保 ・公共交通（バス）のサービスレベルを維持	接続道路 バス路線
環境	沿道の静穏な環境の確保 ・静穏な環境が求められる沿道施設周辺 ・沿道住民の生活環境の維持	公共施設 教育施設 医療施設
住民サービス	苦情又は要望に答えることで住民サービスの向上 ・住民からの苦情又は要望があった場所	苦情又は要望

表 1 0 重要性評価点の点数

大項目	中項目	小項目	区分	評価点
路線の重要性	路線特性	バス路線	該当する路線	1
		1級又は2級町道	該当する路線	1
		国道又は県道への 接続道路	2つの国道又は県道 に接続する路線	2
		緊急輸送道路	該当する路線	1
	機能性、 安全性	駅周辺	100m以内に近接する	1
		医療施設	100m以内に近接する	1
		教育施設	100m以内に近接する	1
		公共施設	100m以内に近接する	1
		工業用地	該当する路線	1
住民サービス	住民 サービス	日常点検	職員の日常点検によ り著しい劣化が確認 された路線	3
		苦情又は要望	住民からの苦情又は 要望がある路線	2
最大				15

7 舗装の状態、対策内容及び実施時期

(1) 評価結果

令和7年度の点検等による評価結果は、次表のとおり健全性に重要性を加味した三段階の総合評価とします。

表 1 1 評価結果

路線種別	対象路線 路線数(m)	総合評価Ⅰ 路線数(m)	総合評価Ⅱ 路線数(m)	総合評価Ⅲ 路線数(m)
町道1級	15路線 51,507.10	4路線 6,706.70	8路線 35,929.20	3路線 8,871.20
町道2級	10路線 36,658.20	5路線 17,504.80	4路線 18,144.00	1路線 1,009.40
町道その他	10路線 18,781.30	7路線 16,068.10	2路線 1,868.90	1路線 844.30
合計	35路線 106,946.60	16路線 40,279.60	14路線 55,942.10	5路線 10,724.90

※総合評価Ⅲ：30点以上、総合評価Ⅱ：20点以上29点以下、総合評価Ⅰ：19点以下

(2) 対策内容及び実施時期

道路舗装のおおむね今後5年間で対策する修繕内容及び時期については、令和7年度の評価結果に基づき、次表のとおり修繕の優先度が高い路線を定め、計画的に修繕を実施します。しかし、町民生活に支障が生じたり、維持管理上、同時に修繕することが望ましいなどの場合は、適宜、実施することとします。

表 1 2 修繕対象路線一覧

道路分類	路線名	修繕内容(工法)
町道1級	109号線	表層打ち換え工法
町道1級	110号線	切削オーバーレイ工法
町道1級	112号線	切削オーバーレイ工法
町道2級	222号線	路盤を含めた舗装打ち換え工法
町道その他	3348号線	路盤を含めた舗装打ち換え工法

※順番は道路台帳番号順のとおり(修繕の優先順位ではない)